

○自治医科大学大学院医学研究科科目等履修生規程

(平成 21 年規程第 61 号)

改正 平成 27 年規程第 15 号

(目的)

第 1 条 この規程は、自治医科大学大学院学則（昭和 53 年 3 月 24 日制定。以下「大学院学則」という。）第 38 条の規定に基づき、医学研究科の科目等履修生に関して必要な事項を定めるものとする。

(出願資格)

第 2 条 科目等履修生として出願することができる者は、大学院学則第 17 条各項各号のいずれかに該当する者とする。

(出願手続)

第 3 条 科目等履修生として入学を志願する者は、次の各号に掲げる書類に大学院学則第 28 条に定める入学検定料を添えて、医学研究科長に願出しなければならない。

(1) 科目等履修生入学願書

(2) 出願資格を証明する卒業証明書又は卒業見込証明書

(3) その他医学研究科長が指定する書類

2 前項の規定にかかわらず、本学教職員の身分を有する者、その他医学研究科長が特に認めた者については、前項第 2 号の書類の提出を免除することができる。

3 在職のまま入学を志願する者は、第 1 項各号に掲げる書類のほか、所属機関長の承諾書を提出しなければならない。

(入学者の選考)

第 4 条 科目等履修生の選考は、大学院医学研究科委員会（以下「研究科委員会」という。）の意見を聴いて、医学研究科長が合否を決定する。

2 選考方法は、書類審査及び面接試験とする。

(入学手続き及び入学許可)

第 5 条 前条の選考により合格の判定を受けた者は、所定の期日までに大学院学則第 28 条に定める入学料及び授業料を納付しなければならない。

2 医学研究科長は、前項の入学手続きを完了した者に入学を許可する。

(入学時期及び履修期間)

第 6 条 科目等履修生の入学時期は、原則として学期の始めとする。

2 履修期間は、原則として履修を許可された当該授業科目の開設期間とする。

3 引き続き履修を希望する者については、在学期間延長願を提出し期間延長の手続きを行うものとする。その場合において入学検定料及び入学料を免除することができる。

(履修科目)

第 7 条 科目等履修生が履修することができる授業科目は、自治医科大学大学院医学研究科履修規程（平成 15 年規程第 18 号）第 2 条に定める科目とする。

(学外における実習及び研修等)

第 8 条 科目等履修生は、担当指導教員が必要と認めたときは、他の大学院、研究所、その他学外において実習及び研修等を受けることができる。なお、医学研究科長が特に認めた場合、当該実習及び研修等に係る旅費を支給することができるものとする。

(単位の授与及び認定)

第 9 条 履修を許可された授業科目について、その試験等に合格した者には、研究科委員会の議を経て、所定の単位を与える。

2 科目等履修生が本研究科に正規学生として入学した場合は、研究科委員会の議を経て、科目等履修生として修得した単位のうち 10 単位を上限として修了要件単位数に認定することができる。

(単位取得証明書)

第 10 条 科目等履修生の単位は、その請求により単位取得証明書を交付する。

(検定料、入学料及び授業料の免除)

第 11 条 第 3 条及び第 5 条の規定にかかわらず、研究科委員会が特に認めた場合は、入学検定料、入学料及び授業料の納付を免除することができる。

(雑則)

第 12 条 この規程に定めるもののほか、科目等履修生に関し必要な事項は、研究科委員会の議を経て、別に定める。

附 則

この規程は、平成 21 年 10 月 1 日から施行する。

附 則(平成 27 年規程第 15 号)

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。